

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活に困っているみなさまへ

緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)の 償還免除について

※日本語を母語としない方もお読みになるため、平易な表現を使っています

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)は、令和5年(2023年)から償還(借りたお金を返すこと)が始まります。この資金は、国の決めた要件にあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。あなたが「償還免除」になるかどうか、「償還免除」になるためにはどうしたら良いか、説明しますので、よく読んでください。

1 償還免除の手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和4年(2022年)に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金の1か月目～3か月目」です。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1か月～3か月目)	総合支援資金 延長 (4か月～6か月目)	総合支援資金 再貸付
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

2 令和4年(2022年)に償還免除になる条件について

令和4年の償還免除の手続きについて説明します。

令和3年度(2021年度)または、令和4年度(2022年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であると、償還免除になります。

3 償還免除の申請方法

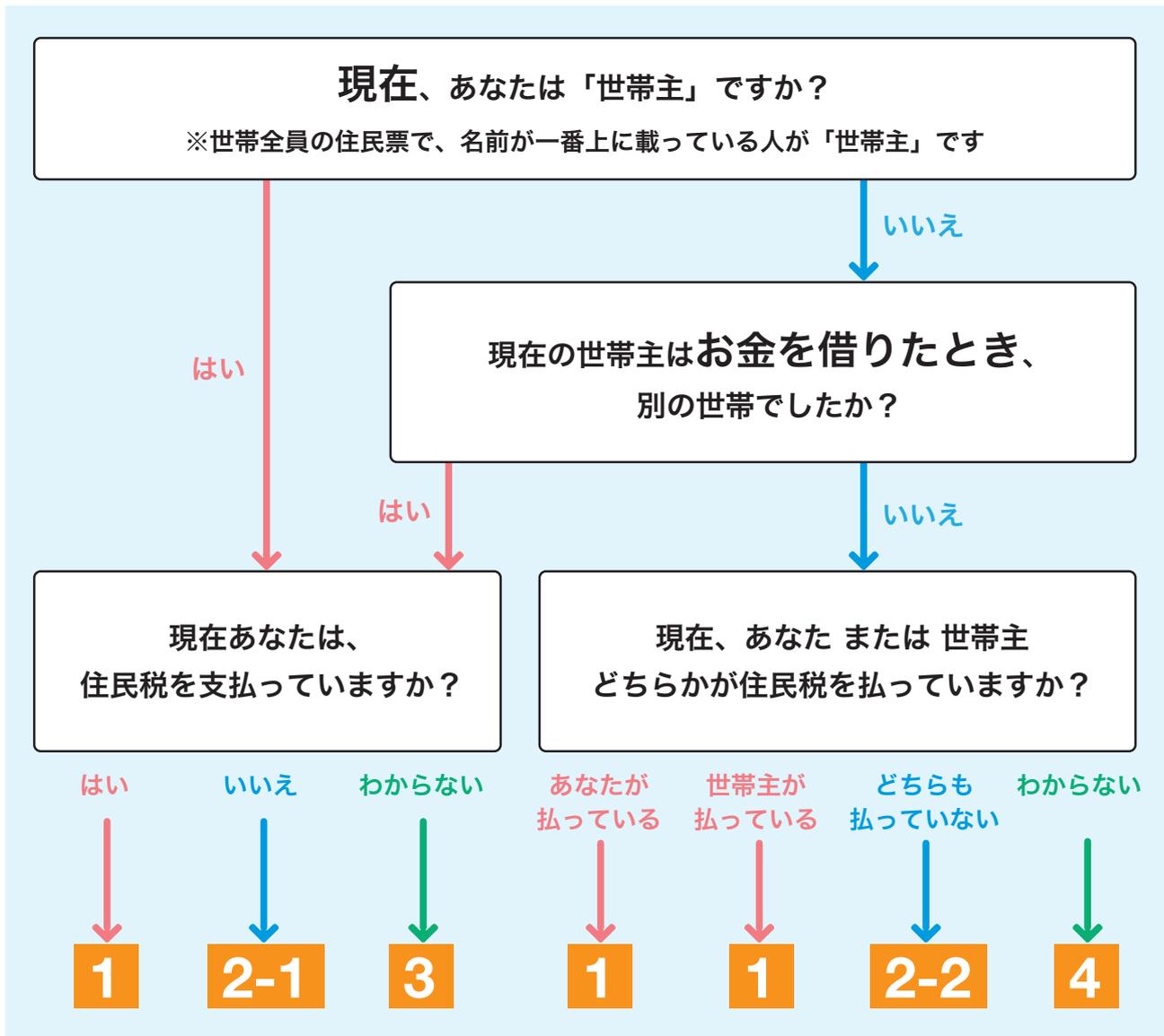
- 申請期間 令和4年(2022年)1月～8月31日(当日消印有効)
- 申請先 東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター
※この手紙と一緒に入っている封筒に入れて、郵送してください
- 必要書類
 - ①世帯全員の住民票(世帯全員が載っていて、3か月以内に発行したもの)
 - ②非課税証明書
 - ③償還免除申請書(同封している書類 [2](#))
 ※③が2枚ある人は、①と②も2枚必要です。片方はコピーでも構いません
 ※③の書き方がわからないときは、特例貸付事務センターか、住んでいる区市町村の社会福祉協議会に相談してください



あなたが償還免除になるかどうか調べるために、次のページを見てください

4 償還免除になるかどうか確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。



1 令和4年(2022年)6月頃に、もう一度確認してください

令和4年度(2022年度)が「住民税非課税」になると、償還免除になります。

「住民税非課税」かどうかは、令和4年6月頃に決まります。

●令和4年度(2022年度)も「課税(住民税を支払う必要がある)」だった → [7](#) へ

2-1 あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です

2-2 あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です

償還免除の手続きをしてください → [3](#) へ

3 あなたが「住民税非課税」かどうか確認してください

→ [5](#) へ

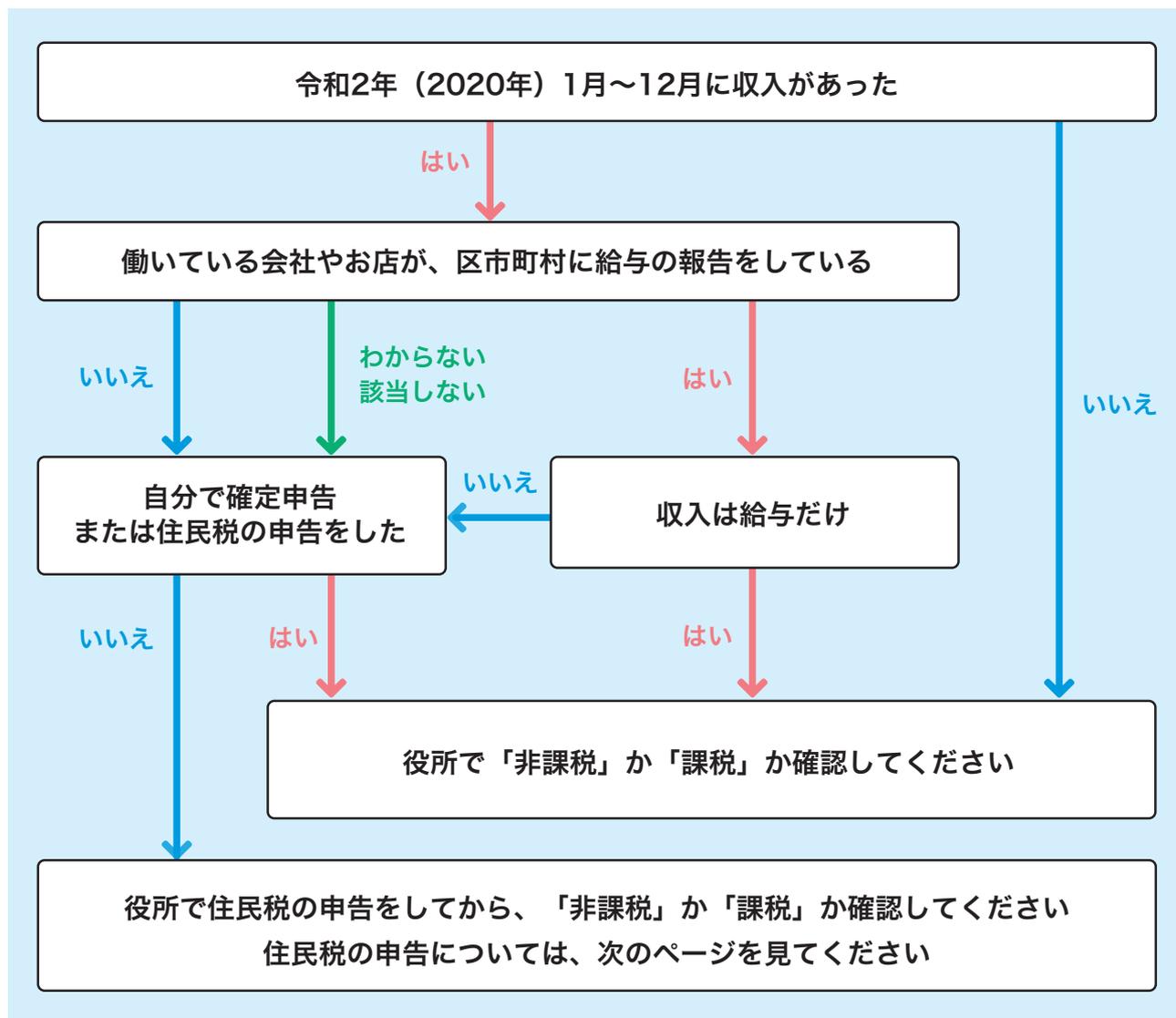
4 あなたと世帯主が「住民税非課税」かどうか確認してください

→ [5](#) へ

5 住民税について確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

※収入が年金だけの場合は、役所で「非課税」か「課税」か確認してください



非課税だった

「あなた」または、「あなた」と「世帯主」の非課税証明書を手に入れてください。

令和3年（2021年）1月に住民票があった区市町村の、役所で手に入れることができます。

わからないときは、区市町村役所の税務課に聞いてください。

課税だった

→ 4 - 1 へ



住民税の申告については、次のページを見てください

住民税の申告

令和3年(2021年)の1月に住民票があった区市町村役所の税務課の、窓口か郵送で申告をします。書類が用意できなかったり、わからないときは、区市町村役所の税務課に聞いてください。

【住民税の申告に必要な書類】

■住民税の申告書 ※区市町村によって、様式が違います

■本人確認書類

■マイナンバー

申告にはマイナンバーが必要です。マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票などで確認してください。

■所得の証明書類

- 【会社やお店などで働いている人】給与収入の「源泉徴収票」や、1年分の給与明細など
- 【公的年金がある人】公的年金「源泉徴収票」
- 【個人で事業をやっている人】帳簿や領収書など、所得を証明できるもの

■控除書類

※課税される所得の金額を減らしたい人は用意してください。控除を受けない人は用意する必要はありません

- 自分で支払った社会保険料などの領収書など
- 生命保険、地震保険などの証明書
- 医療費控除の明細書、医療費の領収書など
- 寄付金の領収書など
- 障害者手帳、療育手帳など

6 償還免除申請の手続きが終わったら

令和4年(2022年)9月頃に、償還免除になったかどうか、手紙でお知らせします。

償還免除にならなかった人は、あなたの銀行口座から、償還金を毎月引き落とします。引き落としをする口座を届け出てもらいます。

「総合支援資金の4か月目～6か月目」を借りた人には、来年、償還免除にするための手続きがあります。手続きの時期になったら改めてご案内しますので、覚えておいてください。

7 償還免除にならないとき

償還の手続きが必要です。WEBページか、同封の「預金口座振替依頼書」で、引き落とし口座を届け出てください。わからないときは、特例貸付事務センターか、住んでいる区市町村の社会福祉協議会に相談してください。

<https://tcsw.g-sb.net/new/>



問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 特例貸付事務センター

☎03-6261-4335 (受付時間：平日9:30～17:30)

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/coronatokurei.html>

